

第107号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立本山児童館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

| 公の施設の名称 | 指定管理者 | 指定期間 |
|------------|--|-----------------------------------|
| 神戸市立本山児童館 | 神戸市東灘区本山北町3丁目10番2号 特定非営利活動法人もといちっ子 理事 小原 治 | 令和3年4月 1日から令和 8年3月31日 まで |
| 神戸市立乙木児童館 | 神戸市垂水区美山台2丁目1番2号 特定非営利活動法人おとぎ 理事 吹田 徹治 | |
| 神戸市立本多聞児童館 | 神戸市垂水区本多聞4丁目1番2号 特定非営利活動法人ほんたもん 理事 山本 泰實 | |
| 神戸市立神出児童館 | 神戸市西区神出町田井34番地2 特定非営利活動法人神出 理事 前渕 芳信 | |

理 由

神戸市立本山児童館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。